

平成 30 年度 関西万引対策連合会 活動方針（計画）案

～活動方針の根拠～

会則 第 4 条（事業）

- 〔1〕 万引犯罪に関する実態調査及び研究と会員への情報発信
- 〔2〕 万引被害防止に関する会員間の定期的な情報交換
- 〔3〕 会員を対象とした万引抑止についての啓発指導と巡回
- 〔4〕 保安警備を業務とする警備会社向け容疑者情報の共有等
- 〔5〕 警察及び全国万引犯罪防止機構との連携活動

以上を柱として今年度の事業活動方針を下記のとおり予定する。

① 5 月下旬頃

- ・ 第 1 回各府県代表幹事による会議
（大阪兵庫京都の会員（小売業者）の被害状況の把握）
- ・ 全国万引犯罪防止機構との情報交換

② 7 月

- ・ 上記①で選定した被害額の大きい店舗の巡視と啓発活動
- ・ 第 2 回幹事会（結果検討会）

③ 9 月

- ・ 各府県警察にて「外国人による大量盗難被害対策」の検討会
- ・ 第 3 回幹事会

④ 11 月

- ・ 第 1 回 万引犯罪防止キャンペーンの街頭広報活動（大阪）
- ・ 第 4 回幹事会

⑤ 1 月

- ・ 7 月に実施した店舗の商品ロス率の結果集計等
- ・ 万引手口の情報
- ・ 第 5 回幹事会（啓発活動の成果確認）

⑥ 3 月

- ・ 第 6 回幹事会（新年度に向けた活動方針の検討）

上記の活動方針は諸般の事情によって変更する場合もございますのでご理解をお願いします。